「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初葉)の記載例 【個人事業者用】

【公表に関する留意事項】

適格請求書発行事業者として登録された場合は、「氏名」及び「登録番号」が公表されます。以下の事項の公表を追加で希望する場合は、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出する必要があります。

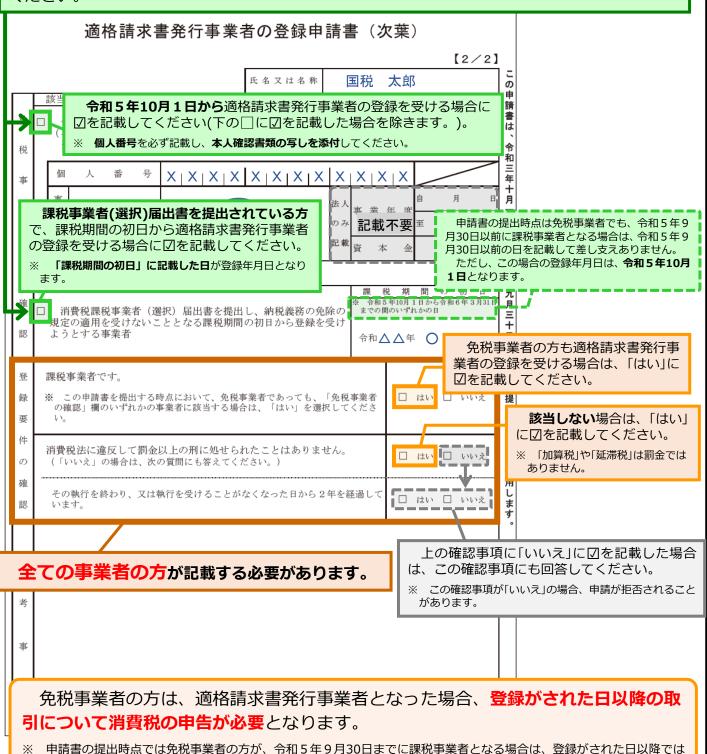
- ◇ 主たる屋号 ◇ 主たる事務所の所在地等 ◇ 通称 ◇ 旧姓
- ※ 「通称」及び「旧姓」は、住民票に併記されている場合にのみ公表することができます。



次葉の「登録要件の確認」欄は、全ての事業者の方が記載する必要があります。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例 【個人事業者用】

初葉の「事業者区分」欄で「免税事業者」を選択した方は、どちらかを選択し、記載して ください。



なく、課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

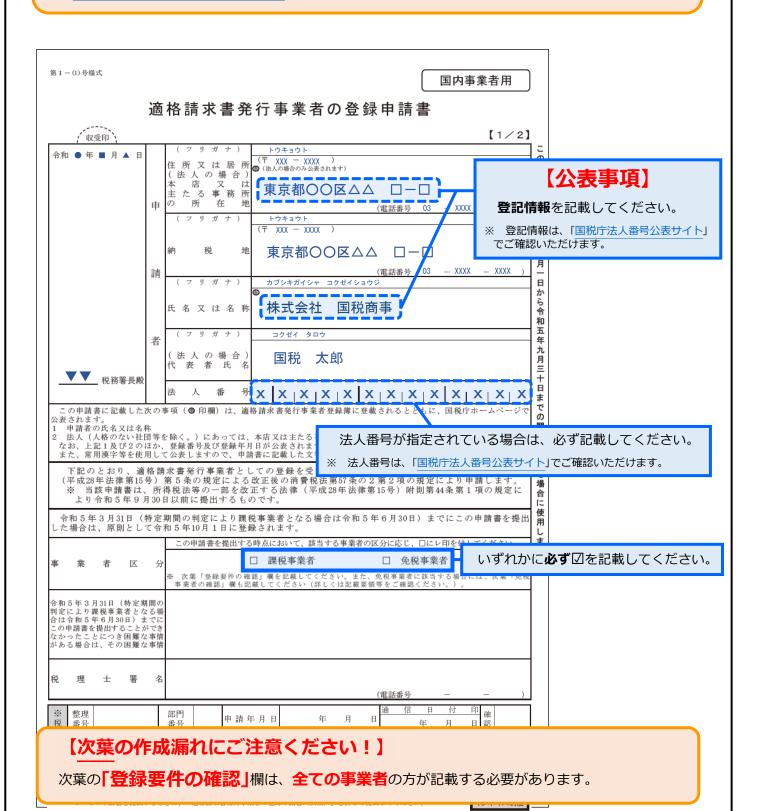
申請書の提出時点で**課税事業者**の方が、令和5年9月30日までに**免税事業者となった場合**でも、<mark>適格請求書発行事</mark> 業者として登録された日以降は、再び課税事業者となり、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要となり ます。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初葉)の記載例 【 法 人 用 】

【公表に関する留意事項】

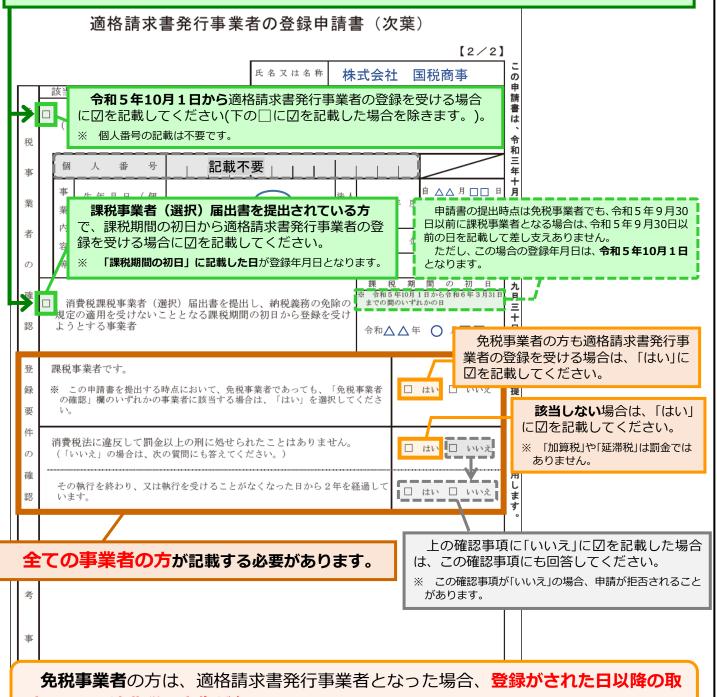
適格請求書発行事業者として登録された場合は、「名称」、「本店又は主たる事務所の所在地」(人格のない社団等を除く。)及び「登録番号」が公表されます。

※ 人格のない社団等で「本店又は主たる事務所の所在地」の公表を希望する場合は、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出する必要があります。



「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例 【法人用

初葉の「事業者区分」欄で**「免税事業者」**を選択した方は、**どちらか**を選択し、記載して ください。



引について消費税の申告が必要となります。

※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降では なく、課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

申請書の提出時点で課税事業者の方が、令和5年9月30日までに免税事業者となった場合でも、適格請求書発行事 業者として登録された日以降は、再び課税事業者となり、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要となり ます。